## ○改善措置の概要

指摘事項	改善措置
(1)公益通報体制の不備 ・内部の公益通報受付窓口の設置 ・内部公益通報受付窓口以外への通報があった場合の対応整備  (2)通報者保護に対する認識不足・公益通報者のフォローアップ体制の構築	<ul> <li>・庁外対応員(弁護士)</li> <li>・庁内対応員(公正職務専門監)を新たに設置</li> <li>内部公益通報を受けた者(職制上の上司)は、内部公益通報受付窓口(庁内対応員又は庁外対応員)に報告する。</li> <li>上記のほか、庁内に質問・相談窓口を新たに設置し、内部公益通報に関する質問や相談を受け付ける。</li> <li>公益通報者保護対策チームを新たに設置</li> <li>・構成員:公正職務専門監任命権者の所管に属する部局における人事担当部長、同課長、同副課長、同班長、職員主任相談員、職員相談員</li> <li>・任務:①不利益な取扱いの有無を適宜確認するなど、十分なフォローアップの実施②不利益な取扱いが認められる場合の救済・回復</li> </ul>
(3)職員に対する周知徹底不足 ・公益通報制度と通報対応の仕組 み、通報者保護等について周知徹底	<b>職員の研修会の実施</b> のほか、周知徹底を図る。

## 和歌山市内部公益通報制度

施行日:令和7年10月15日

